

○平成九年郵政省告示第二百十九号（認定講習課程の修了試験の方法を定めた件）の一部を改正する告示案 新旧対照表

（下線部分が変更箇所）

| 改正案  | 現行  |
|--|---|
| <p>無線従事者規則（平成二年郵政省令第十八号）第三十四条第十号の規定に基づき、認定講習課程の修了試験の方法を次のように定めたので告示する。</p> <p>なお、平成二年郵政省告示第二百五十二号（指定講習の課程の終了の際に行う試験の実施について定める件）は廃止する。</p> <p>一～二 （略）</p> <p>三 試験問題</p> <p>1 試験問題（以下「問題」という。）は、平成〇〇年総務省告示第〇〇〇号（認定講習課程の要件及び講習時間並びに実施要領を定める件）別表第一号から別表第七号までに定める講習項目の範囲内で出題すること。</p> <p>2～3 （略）</p> <p>四～五 （略）</p> | <p>無線従事者規則（平成二年郵政省令第十八号）第三十四条第六号の規定に基づき、認定講習課程の修了試験の方法を次のように定めたので告示する。</p> <p>なお、平成二年郵政省告示第二百五十二号（指定講習の課程の終了の際に行う試験の実施について定める件）は廃止する。</p> <p>一～二 （略）</p> <p>三 試験問題</p> <p>1 試験問題（以下「問題」という。）は、平成九年郵政省告示第三百十八号（認定講習の実施要領を定める件）別表第一号から別表第七号までに定める講習項目の範囲内で出題すること。</p> <p>2～3 （略）</p> <p>四～五 （略）</p> |